

新規制基準の問題点・立地審査指針（違反論）について

2013/9/26 藤木

第1 新規制基準の問題点

- 1 福島第一原発事故による旧安全審査指針類の重大な不備・欠陥の露呈
- 2 原子力規制委員会の発足と新基準の策定
 - ・2012年9月・原子力規制委員会が発足
 - ・重大課題の一つが、2012年6月に改正された原子炉等規制法の趣旨に則って新基準を策定すること
- 3 新規制基準の概要
 - ・原子力規制委員会規則（省令）
- 4 新規制基準の問題点
 - ・安全審査指針類の重大な不備、欠陥を放置するなど問題点あり

(1) 総論

- ア 「安全評価審査指針」と「立地審査指針」の見直し・組入が欠如
 - ・福島第一原発は立地条件が立地審査指針に不適合
 - ・国内の他の原発も、炉心溶融を想定すると軒並み立地条件が不適合になる可能性がある
- イ 「重大事故対策の有効性評価」に敷地境界での被曝線量評価が欠如
- ウ 立地審査指針における離隔要件とその具体的評価をする安全評価指針の誤りが放置
- エ あらたな「安全神話」の作出
- オ その他

(2) シビアアクシデント対策

- ア 特定安全施設に関する5年間の猶予期間の問題
- イ ミサイル攻撃を考慮していない
- ウ その他

(3) 地震・津波

- ア 地盤の規制が不十分（露頭した断層等のある地盤に限定）
- イ 活断層の認定基準が不十分
- ウ 規定が抽象的すぎる（「適切に評価」「十分に考慮」等）
 - ・旧基準では、1.5年に1回の頻度で、設計基準地震動を上回る地震動
- エ その他

- 5 新法下における違法性の主張（論点的な位置づけ）

「具体的審査基準に不合理な点があるか、具体的基準に適合するとした調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があること」（伊方最高裁判決）

- (1) バックフィット規定による新基準への不適合
- (2) 新基準の不合理
- (3) 旧基準の不合理
- (4) 旧基準への不適合

第2 立地審査指針（違反論）について

1 立地審査指針の概要・従前の解釈運用・破綻

(1) 概要

・原子炉施設の設置許可基準「災害の防止上支障がないこと」が要請→許可要件を具体化したものが「安全指針類」であり、そのうち特に重要なのはそもそも立地をどこにするかを定める立地審査指針

- ①重大な事故の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと
- ②重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故（「仮想事故」）の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと

(2) 従前の運用

・重大事故、仮想事故でも放射線は敷地内にとどまるとされていた（「敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざるを得ない」・斑目元原子力安全委員会委員長発言より）

(3) 破綻

・福島原発事故で、立地評価において想定されている事故が過小であり、現実起きた重大事故では隔離要件が満たされていなかったことが明らかになる（虚構の安全神話の崩壊）

2 各原発の立地審査指針違反

3 新基準における立地審査指針の位置づけ

・立地審査指針の廃止「福島事故の結果、シビア・アクシデントで格納容器が破損した場合には隔離距離による規制は適当でないという認識に至った。それで、設備対策によって放射性物質の放出量を抑制することを求める規制にした」（立地審査指針の廃止）

4 立地審査指針の欠如や立地審査指針の不適合を述べる意味

- (1) 新基準の不合理（違法性）を主張する
- (2) 立証責任の転換・軽減を図る

以上